

## 第16章 国土開発、都市計画、歴史的遺産保護と環境に関連する罪

### 第1節 国土開発および都市計画についての罪

第319条 ① 道路、緑地帯、公用物あるいは景観的、生態学的、芸術的、歴史的または文化的価値が法的または行政的に認められた場所、または、同じ理由で特別の保護が考慮された場所に目的付けられている土地に、許可をうけていない新住宅地開発、建設または建築工事を実行する開発業者、建築業者または技術役員には、1年6月から4年の禁固刑、12月から24月の罰金刑(犯罪から得られる利益がその(前記の)額を超える場合を除く。この場合、当該利益と同額から3倍の罰金刑)および職業または職務について1年から4年の個別的公権剥奪刑が科される。

② 新住宅地開発できない土地に許可をうけていない新住宅地開発、建設または建築工事を実行する開発業者、建築業者または技術役員には、1年から3年の禁固刑、12月から24月の罰金刑(犯罪から得られる利益がその(前記の)額を超える場合を除く。この場合、当該利益と同額から3倍の罰金刑)および職業または職務について1年から4年の個別的公権剥奪刑が科される。

③ いずれの場合においても、裁判官または裁判所は、行為者の費用で、工作物の取り壊しおよび変更された土地の原状回復を、善意の第三者への正当な補償を害することなく、理由付きで命じることができる。また、状況を査定して、また、管轄行政機関の意見を聞いて、取り壊しを、補償支払いを担保する保証の設定に一時的に依存させる。いずれにしても、犯罪からの利益は、それが如何に形を変えていても、没収される。

④ 本条に規定されるケースでは、第31条の2の規定に従って、法人が犯罪に責任があるときは、1年から3年の罰金刑が科される、ただし、犯罪から得られる利益がその(前記の)額を超える場合を除く。この場合、当該利益の2倍から4倍の罰金刑となる。

第66条の2の規則を留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第320条 ① その不正を知って、計画書類、新住宅地開発、区画整理、再区画整理、建設または建築のプロジェクトあるいは現行の国土開発または都市計画の法制に違反する免許譲許を都合よく形成した、あるいは、検査の時に臨んで当該法規違反を黙殺した、または、義務的検査実施を省略した当局(\*当局の人的範囲については第24条参照)または公務員は、本法第404条に規定される刑に処せられる、また、さらに、1年6月から4年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

② その不正を知って、自己で、または、ある同業団体組織のメンバーとして前項に係わる計画書類、新住宅地開発、区画整理、再区画整理、建設または建築のプロジェクトあるいは免許譲許の承認の(有利の)ために裁定または投票した当局または公務員は同じ刑に処せられる。

## 第2節 歴史的遺産に係わる罪

第321条 その歴史的、芸術的、文化的または記念碑的な利益によって特に保護されている建物を著しく破壊または変更した者は、6月から3年の禁固刑、12月から24月の罰金刑、および、いずれにしても、職業または職務について1年から5年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

いずれの場合においても、裁判官または裁判所は、行為者の費用で、建物の再築または回復を、善意の第三者への正当な補償を害することなく、理由付きで命じることができる。

第322条 ① その不正を知って、特に保護されている建物の破壊または変更のプロジェクトを都合よく形成した当局または公務員は、本法第404条に規定される刑に処せられる他、6月から2年の禁固刑または12月から24月の罰金刑に処せられる。

② その不正を知って、自己で、または、ある同業団体組織のメンバーとして、その譲許の（有利の）ために裁定または投票した当局または公務員は同じ刑に処せられる。

第323条 ① 歴史的、芸術的、文化的または記念碑的価値のある財物、あるいは、地上のまたは水中の考古学的遺跡に損傷を与える者は、6月から3年の禁固刑または12月から24月の罰金刑に処せられる。これら遺跡での略奪行為は同じ刑に処せられる。

② それに特に重大な、または、影響を与えた損傷が引き起こされた場合は、前項に規定される刑より1段階高い刑が科される。

③ いずれにしても、裁判官または裁判所は、損傷行為者の費用で、できる限り、損傷物の回復に向けた手段を取ることを命じることができる。

第324条 重大な過失により、資料保管所、登記所、博物館、図書館、教育センター、科学陳列室、同様な施設、または、歴史的、芸術的、文化的または記念碑的価値がある財物、同様に、考古学的遺跡に400ユーロを超える損傷を与える者は、それらの重要性に留意して、3月から18月の罰金刑に処せられる。

## 第3節 天然資源と環境に反する罪

第325条 ① 環境保全の法律または他の一般規定に違反して、大気、土壌または水の品質にまたは動植物に重大な損害を、それ自体で、または、他と共に、与える、または、与える可能性がある、大気中に、土壌に、下層土にまたは公海を含む地上、地下または海上水域に、成層圏への放出を含んで、射出、排出、放射、採掘または発掘、埋設、騒音、振動、注入または堆積、同様に、水の採取を、直接または間接に扇動または実行する者は、6月から2年の禁固刑、10月から14月の罰金刑および職業または職務について1年から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 前述の行為が、それ自体で、または、他と共に、自然システムの平衡を著しく毀損する可能性があった場合は、2年から5年の禁固刑、8月から24月の罰金刑および職業または職務について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる

人の健康に重大な損害の危険を引き起こした場合は、禁固刑は、1段階高い刑となる可能性を残して、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第326条 ① 環境保全の法律または他の一般規定に違反して、大気、土壌または水の品質または動植物に重大な損害を、または、人に死亡または重大な傷害を与えるように、または、与え得るように、あるいは、自然システムの平衡を著しく損ない得るように、破棄物を、回収、運搬、価値の引き上げ、変形、除去、または、利用する者、または、それらの活動を適切に統制または監視しない者は前条と同じ刑に処せられる。

② 前項に係わる場合以外で、無視できない量の破棄物を、一回の移転の場合および関連がある数回の移転の場合で、破棄物移転に関する欧州共同体の法律に係わるケースのなんらかで、移転する者は、3月から1年の禁固刑または6月から18月の罰金刑、および、職業または職務について3月から1年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第326条の2 環境保全の法律または他の一般規定に違反して、大気、土壌または水の品質または動植物に重大な損害を、または、人に死亡または重大な傷害を与えるように、または、与え得るように、あるいは、自然システムの平衡を著しく損ない得るように、そこで危険な行為が実行される、あるいは、危険物質または調合薬が保管または使用される施設を運営する者は、第325条にそれぞれの場合で規定される刑に処せられる。

第327条 前3条に係わる（犯罪）行為は、前条に規定される行為のなんらかの実行に次の事由のなんらかが伴うときは、本法の他の規則に対応する刑を害することなく、1段階高い刑に処せられる：

- a) 事業または活動が、その施設の必要な行政許可または承認を取得しないで、密かに作動している。
- b) 前条に類型化された活動の修正または停止の行政当局の明示的命令に従わなかった。
- c) 活動の環境面についての情報を偽造または隠蔽した。
- d) 行政の検査活動が妨げられた。
- e) 不可逆的または壊滅的な毀損のリスクが発生した。
- f) 規制期間中に水の不法採取が行われる。

第328条 第31条の2の規定に従って、法人が、本節に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が科される：

a) 自然人により実行される犯罪が2年超の自由剥奪刑で処せられる場合、1年から3年の罰金刑、または、引き起こされた損害額の2倍から4倍の罰金刑（額がより多くなったとき）。

b) その他の場合、6月から2年の罰金刑、または、引き起こされた損害額の2倍から3倍の罰金刑（額がより多くなったとき）。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第329条 ① 前各条に係わる汚染事業または活動の稼動を許可する明らかに違法な免許の譲許を故意に都合よく形成した、あるいは、それらの検査の時に臨んで事業等を規制する法律または一般的規則の違反を黙殺した、または、義務的検査実施を省略した当局または公務員は、本法第404条に規定される刑に処せられる、また、さらに、6月から3年の禁固刑および8月から24月の罰金刑に処せられる。

② その不正を知って、免許譲許の（利益の）ために、自己で、または、ある同業団体組織のメンバーとして、裁定または投票した当局または公務員は同じ刑に処せられる。

第330条 保護されている自然空間において、それを評価する手段のなんらかを著しく損傷した者は、1年から4年の禁固刑および12月から24月の罰金刑に処せられる。

第331条 本節で規定される行為は、重大な過失により行われたときは、場合に応じて、それぞれの場合において、1段階低い刑に処せられる。

#### 第4節 動植物相および家畜の保護に関連する罪

第332条 法律または他の一般規定に違反して、野生植物相の保護された種を、切断、伐採、引き抜き、採取、取得、所有または破壊する、または、それら、それらの一部、それらからの派生物、または、それらの繁殖物を取引する者は、その行為が無視できる量に影響する（場合）、また、その種の保存状態に重大な結果をもたらさない場合を除いて、6月から2年の禁固刑または8月から24月の罰金刑、および、職業または職務について6月から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

同じ刑が、法律または他の一般規定に違反して、その自生地を破壊または変更する者に科される。

② 消滅の危険にあると分類される種または亜種に係わる場合は、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

③ （犯罪）行為が重大な過失によって行われた場合は、3月から1年の禁固刑または4月から8月の罰金刑、および、職業または職務について3月から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 333 条 動植物相の種の保護法律または一般保護規定に違反して生物学的なバランスを損なうように非自生動植物相の種を導入または放出する者は、4 月から 2 年の禁固刑または 8 月から 24 月の罰金刑、および、職業または職務について 1 年から 3 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 334 条 (2023 年改訂) ① 法律または他の一般規定に違反して、次のことをする者は、6 月から 2 年の禁固刑または 8 月から 24 月の罰金刑、および、いずれにしても、職業または職務について、また、狩猟または漁猟する権利行使について 2 年から 4 年の個別的公権剥奪刑に処せられる

- a) 野性動物相の保護された種を、狩猟、漁猟、取得、所有または破壊する、
- b) それら (の種) 、それらの一部、それらからの派生物を取引する、または、
- c) その繁殖または移住を妨げる、または、困難にする活動を行う。

同じ刑が、法律または他の一般規定に違反して、その生息地を破壊または変更する者に科される。

② 消滅の危険にあると分類される種または亜種に係わる場合は、刑はその半分上回って科される。

③ (犯罪) 行為が重大な過失によって行われた場合は、3 月から 1 年の禁固刑または 4 月から 8 月の罰金刑、および、職業または職務について、また、狩猟または漁猟する権利行使について 3 月から 2 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

④ 第 1 項の a) および c) に関連する行為が、狩猟に関連する活動の有無に関わらず、武器を使用して行われた場合、武器の所有および携帯の権利剥奪刑が 2 年から 4 年の間で科される。

第 335 条 (2023 年改訂) ① 前条に示されるものと異なる種を狩猟または漁猟する者は、その狩猟または漁猟について特定の規則で明示的に禁じられているときは、8 月から 12 月の罰金刑、および、狩猟または漁猟する権利行使について 2 年から 5 年の個別的公権剥奪刑に、また、同じ期間武器の所有および携帯する権利剥奪刑に処せられる。

② 特別狩猟制度 (régimen cinegético especial) に服する公的または私的土地で、その権利者の正当な許可なしに、あるいは、水産業譲許または許可に服する公的または私的土地で、正当な行政許可資格なしに、前条に示されるものと異なる種に関連して狩猟または漁猟する、あるいは、魚介類漁業を行う者は、本条第 1 項に規定される罪の実行に対応する刑の他に、4 月から 8 月の罰金刑、および、狩猟または漁猟する、あるいは、魚介類漁業を行う権利行使について 1 年から 3 年の個別的公権剥奪刑に、また、同じ期間武器の所有および携帯する権利剥奪刑に処せられる。

③ 前述の行為が、特別狩猟制度に服する土地の狩猟資産または水産業譲許または許可地区の資源維持に著しい損失を与えた場合は、6 月から 2 年の禁固刑、および、狩猟または漁猟する、あるいは、魚介類漁業を行う権利行使について 2 年から 5 年の個別的公権剥奪刑に、また、同じ期間武器の所有および携帯する権利剥奪刑に処せられる。

第 336 条 (2023 年改訂) 法的に許可されてなく、狩猟または漁猟に、毒物、爆発物、あるいは、破壊的または動物相に選択的でない同様の効果のある他の道具または技術を採用する者は、4 月から 2 年の禁固刑または 8 月から 24 月の罰金刑、および、いかなる場合も、職業または職務について、また、狩猟または漁猟する権利行使について 1 年から 3 年の個別的公権剥奪刑に、また、同じ期間武器の所有および携帯する権利剥奪刑に処せられる。発生した損失が特に重大な場合は、前述の禁固刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 337 条 (2023 年改訂) (削除)

第 337 条の 2 (2023 年改訂) (削除)

## 第 5 節 共通規定

第 338 条 本章で定義された行為が、なんらかの保護される自然領域に影響するときは、それぞれで規定される刑より 1 段階高い刑が科される。

第 339 条 裁判官または裁判所は、行為者の負担で、掻き乱された生態学的平衡を回復させるために必要な措置、および、本章において保護される物の保護に必要なその他の予防措置を採択することを命じる。

第 340 条 本章で類型化された (犯罪) 行為のなんらかの有責者が自発的に発生した損害の修復に取り掛かった場合、裁判官および裁判所はそれぞれで規定される刑より 1 段階低い刑を科す。